

令和3年度松浦市放課後児童健全育成事業(学童保育)の利用申請について

＜ 放課後児童健全育成事業とは ＞

この事業の利用対象者は、保護者が労働などのため昼間家庭にいない児童を対象としています。そのため、就労等の状況が分かる書類の添付が必要です。ただし、定員を超過する場合には希望する学童クラブを利用できないこともあります。

★ 令和3年度申請受付開始

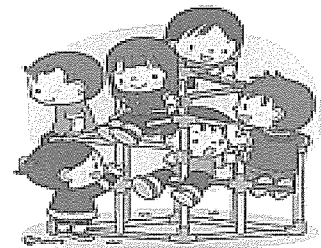
令和3年3月1日(月)から受付開始。

(4月1日から利用希望の場合は3月19日(金)までに申請をしてください。)

※利用したい日の最低でも2週間～1ヶ月前までに利用申請をお願いいたします。

★ 申し込み場所

福島地区	福島支所
鷹島地区	鷹島支所
その他の地区の方	子育て・こども課



※上記以外の支所・公民館では、原則として申請を受理できません。

※事情があらわれる場合には、子育て・こども課までご相談ください。

★ 申込みに必要なもの

利用申請書	児童1人につき1枚記入してください。
共済制度加入申込書	保険料は、利用児童クラブにて、利用料と一緒に支払っていただきます。申し込み時点では集金は行いません。
就労証明書	保育所分(令和3年度申請)で提出している方は不要ですので申し出てください。その他、社会保険証で代用できる場合もあります。
印鑑	シャチハタ以外でお願いします。

【 実施日 】

平日の放課後及び土曜日、長期休暇(夏休み、冬休み、春休み)

(日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休み)

* 台風災害や集団風邪など学校が休校となる場合は、児童の安全を考慮し利用を中止いたします。

【 実施時間 】

平日は授業終了後から原則午後6時30分まで

土曜日、長期休暇は午前7時30分から原則午後6時30分まで

※放課後児童健全育成事業の実施時間以外については保険適用外になる可能性がありますので、

ご了承ください。お迎え時間の厳守にご協力をお願いいたします。

【利用の申請】

利用には申し込みが必要です。帰宅の方法、時間をしっかり確認します。

* 申請書の記載事項にあわせた帰宅の方法で実施します。変更がある場合はそのつど児童クラブへの連絡をお願いいたします。

【中止の申請】

利用を1ヶ月以上中止される場合は、事前に届出をしてください。

* 届出がないと利用料をそのまま請求することになります。

【 共済保険について 】

万一事故やケガがあった場合に備えて、必ず保険に加入していただきます。

児童1人当たり月額75円をご負担いただきます。利用料とは別途負担となりますので、毎月の利用料と合わせて、各児童クラブへお支払いください。(年間保険料1,800円で、市が半額を負担しております。月額保険料は年間900円÷12ヶ月=1月あたりの保険料は75円となります)

※保険制度の詳細は、松浦市ホームページ『放課後児童健全育成事業(学童保育)利用申し込みについて』をご参照ください。

【 利用料 】

利用料は、児童1人あたり7月、8月を除いて月額3,000円です。

7月は5,000円、8月は10,000円となります。

児童扶養手当受給者につきましては、8月のみ減免措置がありますので個別にお問い合わせください。なお、利用料については、その月の利用回数に関わらず当該月分を請求します。(月の途中で中止をした場合も、利用料の日割り計算はできません。)

【 事業活動の内容 】

家庭学習の時間を設定したり、集団での遊びを計画して、帰りの時間までを楽しく怪我のないように過ごします。

【 実施場所等 】

児童クラブ名	実施場所	連絡先	利用料・保険料の支払方法
星 鹿 児童クラブ	ほしか保育園	0956-75-0450	毎月納入袋を渡しますので直接支援員へ支払ってください。
御 厨 児童クラブ	御厨こどものいえ	080-5264-8462	毎月納入袋を渡しますので直接支援員へ支払ってください。
志 佐 児童クラブ	志佐こどものいえ	090-1923-7164	毎月納入袋を渡しますので直接支援員へ支払ってください。
上志佐 児童クラブ	上志佐保育所	0956-72-0048	毎月納入袋を渡しますので直接支援員へ支払ってください。
調 川 児童クラブ	調川小学校	080-5603-4540	毎月納入袋を渡しますので直接支援員へ支払ってください。
今 福 児童クラブ	今福保育園	0956-74-0173	毎月納入袋を渡しますので直接支援員へ支払ってください。
福 島 児童クラブ	ひかりヶ丘保育園	0955-47-2171	毎月納入袋を渡しますので直接支援員へ支払ってください。
鷹 島 児童クラブ	鷹島保育園 (R3. 4月～)	0955-48-2135	毎月納入袋を渡しますので直接支援員へ支払ってください。

*土曜日、長期休暇及び給食のない日については、お弁当及び水筒を持たせてください。

(※保育所内で実施されている児童クラブをご利用の方は各クラブへご確認ください。)

*利用児童が施設を損傷した場合、修理費は保護者負担となります。

詳しくは松浦市子育て・こども課へお尋ねください。

0956-72-1111(内線150)